

仕 様 書

1. 業務の名称

令和4年度東京駅前における交通結節機能強化に係る設計検討業務

2. 業務の目的

本業務の対象地区は、東京駅前の八重洲一丁目東B地区（以下「東地区」という。）、八重洲二丁目北地区（以下「北地区」という。）、八重洲二丁目中地区（以下「中地区」という。）の3地区で行われる再開発事業の機会を捉えた広場空間の整備やバスターミナルの整備等の更なる交通基盤の拡充を行うことにより、日本の中心駅である東京駅の交通結節点の機能強化を図っていく地区である。

本業務は、上記3つの市街地再開発事業においてそれぞれの地下部分に整備されるバスターミナル施設について、一体的な施設整備にむけた関係者協議の資料を作成し、事業の円滑な推進に資することを目的とする。

3. 業務対象場所

東京駅前3地区

4. 業務内容

(1) バスターミナル設計協議補助業務

- ・各地区組合の設計者定例に参加し、設計条件（設計条件書、デザイン変更指示書等）と設計・施工状況（北地区においては、組合から当機構への引渡時も含む）との適合性を確認し、利用・運営・管理・コスト上の観点から助言する。

(2) 運営事業者意向の対応方針検討業務

- ・当機構が整備するバスターミナル床の仕様に関する運営事業者の要望等について、運営事業者選定条件等と比較し必要な対応方針を検討する。
- ・運営事業者の意向について、3地区の全体性・コンセプト・内装デザイン・資産区分・利用・運営・管理・コストの視点で対応方針を検討する。
- ・東地区における運営事業者発意の工事について、運営事業者が作成する資料を確認し、必要な検討を行う。
- ・運営事業者と施設整備に関する打ち合わせに参加する。

(3) 内装デザインディレクション業務

1) A工事におけるデザイン意図伝達

設計条件書およびデザイン変更指示書とそれに基づく設計図・施工図等の適合性を確認し、組合に対して意図を伝達するために必要な検討を行う。

2) A工事施工段階におけるデザイン意図伝達と適合確認

・竣工に向けて必要な段階ごとに、デザイン変更指示書、それに基づく施工図等と施工状況の適合性を確認する。

・工事完了時点で、デザイン変更指示書、それに基づく施工図等との適合性を確認する。

・竣工物の記録や周知を目的とし、竣工写真を作成する。

3) C2工事設計・施工におけるデザイン意図伝達、関係者調整に係る支援

・当機構のバスターミナル床の出来映え、機能に影響するC2工事設計・施工内容の一部について、デザイン変更指示書やデザインガイドラインとの適合性を確認し助言する。

・A工事に関連する事項について、必要に応じ助言・調整を行う。

5. 成果品

報告書 (A4版) 製本計1部、電子データ一式 (CD-R等)

6. 実施期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

7. 提出先

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部

都心業務部 事業推進第1課

8. その他

(1) 本業務の履行に当たっては、機構担当者と十分な協議を行い、その指示に従うものとする。受注者の業務の実施状況に問題が生じていると当機構が判断した場合には、当機構から説明を求めることができるものとし、当機構が適切でないと判断するときは、当機構から改善を求めることができるものとする。

(2) 成果品については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)」(以下「グリーン購入法」という。)第6条第2項第2号に規定

する「特定調達物品」を使用するものとする。なお、グリーン購入法に基づく基本方針（令和3年2月版）の「判断の基準」を満たすものとする。

- (3) 本仕様書に記載なき事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、機構担当者と協議し、その指示に従うものとする。
- (4) 本業務は業務成評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。
- (5) 本業務の完了は、成果品を提出し、検査に合格した時点とする。なお、検査合格後であっても、誤りが発見された場合には速やかにこれを訂正すること
- (6) 本業務において知り得た情報を第三者に漏らし、又は利用してはならない。特に個人情報については、別途「個人情報等の保護に関する特約条項」を締結することとし、その厳重な管理を行い、漏洩事故等のないようにしなければならない。
- (7) 機構が貸与した資料等は、機構担当者に無断で持ち出してはならない。
- (8) 関係権利者等第三者との打合せについては、相手方、内容等について機構担当者の確認を得ずに行ってはならない。
- (9) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - i) 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとあわせて、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ii) i) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
 - iii) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

以 上

【仕様書（別紙）】

想定業務量

業務項目	業務量	備考
(1) バスターミナル設計協議補助業務	111.0人・日	
(2) 運営事業者意向の対応方針検討業務	96.0人・日	
(3) 内装デザインディレクション業務	196.0人・日	

※なお、業務量はすべての職階を合計したものである

以 上